

新旧対照表

改正後	改正前
第1章 定義及び全般的留意事項 1 定義 この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(8) (省略) (9) 報告書検査 租税条約等実施特例法第10条の13の規定に基づく報告事項の提供に関する調査についての質問検査をいう。 (10) 国別報告書に係る自動的情報交換 自動的情報交換のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の4の4第1項の規定により、特定多国籍企業グループの最終親会社等若しくは代理親会社等に該当する内国法人から所轄税務署長に提供される国別報告事項に係る情報又は相手国等におけるこれに相当する情報（以下「国別報告書」と総称する。）について行うものをいう。 （注） 上記の「特定多国籍企業グループ」、「最終親会社等」、「代理親会社等」又は「国別報告事項」は、それぞれ租税特別措置法第66条の4の4第4項第3号、第5号、第6号又は第1項に規定するものをいう（以下同じ。）。 (11) <u>GloBE 情報申告書に係る自動的情報交換</u> <u>自動的情報交換のうち、法人税法（昭和40年法律第34号）第150条の3第1項若しくは第4項の規定により、グループ国際最低課税額等報告対象法人若しくはグループ国内最低課税額報告対象法人から所轄税務署長に提供されるグループ国際最低課税額等報告事項等（所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第2条の規定による改正前の法人税法第150条の3第1項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等を含む。以下同じ。）若しくはグループ国内最低</u>	第1章 定義及び全般的留意事項 1 定義 この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(8) (同左) (9) 報告書検査 租税条約等実施特例法第10条の9の規定に基づく報告事項の提供に関する調査についての質問検査をいう。 (10) 国別報告書に係る自動的情報交換 自動的情報交換のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の4の4第1項の規定により、特定多国籍企業グループの最終親会社等若しくは代理親会社等に該当する内国法人から所轄税務署長に提供される国別報告事項に係る情報又は相手国等においてこれに相当する情報（以下「国別報告書」と総称する。）について行うものをいう。 （注） 上記の「特定多国籍企業グループ」、「最終親会社等」、「代理親会社等」又は「国別報告事項」は、それぞれ租税特別措置法第66条の4の4第4項第3号、第5号<u>若しくは</u>第6号又は第1項に規定するものをいう（以下同じ。）。 <u>(新設)</u>

新旧対照表

<u>課税額報告事項等に係る情報又は相手国等におけるこれらに相当する情報（以下「GloBE 情報申告書」と総称する。）について行うものをいう。</u> <u>（注） 上記の「グループ国際最低課税額等報告対象法人」、「グループ国際最低課税額等報告事項等」、「グループ国内最低課税額報告対象法人」又は「グループ国内最低課税額報告事項等」は、それぞれ法人税法第 150 条の 3 第 1 項又は第 4 項に規定するものをいう（以下同じ。）。</u> <u>(12) 情報交換</u> (省略) <u>(13) 送達共助</u> (省略) <u>(14) 徴収の共助</u> (省略) <u>(15) 庁企画課内部事務センター化 P T</u> <u>国税庁長官官房企画課内部事務センター化 P Tをいう。</u> <u>(16) 庁参事官</u> <u>国税庁長官官房参事官をいう。</u> <u>(17) 庁国際業務課</u> (省略) <u>(18) 庁課税総括課</u> (省略) <u>(19) 庁管理運営課</u> (省略) <u>(20) 庁徴収課</u> (省略) <u>(21) 庁主管課</u> (省略)	<u>(11) 情報交換</u> (同左) <u>(12) 送達共助</u> (同左) <u>(13) 徴収の共助</u> (同左) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(14) 庁国際業務課</u> (同左) <u>(15) 庁課税総括課</u> (同左) <u>(16) 庁管理運営課</u> (同左) <u>(17) 庁徴収課</u> (同左) <u>(18) 庁主管課</u> (同左)
--	--

新旧対照表

<u>(22)</u> 局課税総括課 (省略) <u>(23)</u> 局管理者 (省略) <u>(24)</u> 署管理者 (省略) <u>(25)</u> 情報収集担当者 (省略) <u>(26)</u> 報告書検査実施担当者 (省略) <u>(27)</u> 税務当局 (省略) 2 (省略) 3 (省略)	<u>(19)</u> 局課税総括課 (同左) <u>(20)</u> 局管理者 (同左) <u>(21)</u> 署管理者 (同左) <u>(22)</u> 情報収集担当者 (同左) <u>(23)</u> 報告書検査実施担当者 (同左) <u>(24)</u> 税務当局 (同左) 2 (同左) 3 (同左)
第2章 要請に基づく情報交換（相手国等への要請）に係る事務手続1～10 (省略)	第2章 要請に基づく情報交換（相手国等への要請）に係る事務手続1～10 (同左)
第3章 要請に基づく情報交換（相手国等からの要請）に係る事務手続1～10 (省略)	第3章 要請に基づく情報交換（相手国等からの要請）に係る事務手続1～10 (同左)
11 相手国等から受けた情報提供の要請事案の管理 署管理者、局管理者及び庁主管課は別紙様式3(2)により「管理簿」を、 庁国際業務課は別紙様式4(2)により「整理簿」を、それぞれ作成すること により、相手国等からの情報提供の要請に係る事案の管理を行う。 庁国際業務課は、四半期ごとに、その整理簿と庁主管課の保有する管理 簿との間の照合を行うことにより、当該要請に係る事案が適切に管理され ているか否かの確認を行い、適切に管理が行われていない事実を把握した 場合には、庁主管課に対して適切な管理を行うべき旨を要請する。庁主管	11 相手国等から受けた情報提供の要請事案の管理 署管理者、局管理者及び庁主管課は別紙様式3(2)により「管理簿」を、 庁国際業務課は別紙様式4(2)により「整理簿」を、それぞれ作成すること により、相手国等からの情報提供の要請に係る事案の管理を行う。 庁国際業務課は、四半期ごとに、その整理簿と庁主管課の保有する管理 簿との間の照合を行うことにより、当該要請に係る事案が適切に管理され ているか否かの確認を行い、適切に管理が行われていない事実を把握した 場合には、庁主管課に対して適切な管理を行うべき旨を要請する。庁主管

新旧対照表

改正後	改正前
課は、庁国際業務課から要請を受けた場合には、局（署）管理者に対して、適切な管理を行うよう指導する。 なお、相手国等からの情報提供の要請に係る事案の管理に当たっては、「税の透明性及び情報交換に関するグローバル・フォーラム」の国際基準において、相手国等から情報提供の要請を受けた日から 90 日以内に相手国等に対し要請を受けた情報の提供又は進捗状況の通知をしなくてはならないとされていることを踏まえ、適切な事案の進行管理を行うべきことに留意する。 12（省略） 第 4 章 FATCA に基づく情報提供に係る事務手続 1 ～ 6（省略） 第 5 章 自発的情報交換に係る事務手続 I ～ III（省略） 第 6 章 自動的情報交換に係る事務手続 I 共通報告基準に係る自動的情報交換 1 共通報告基準に係る情報の提供 報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地（当該報告金融機関等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合その他の租税条約等実施特例法施行令第 6 条の 14 第 2 項で定める場合には、同項で定める場所）の所轄税務署長は、租税条約等実施特例法第 10 条の 6 の規定に基づき報告金融機関等から報告事項の提供を受けた場合には、<u>庁企画課内 部事務センター化 P T</u>及び庁管理運営課が定める手続により、それを庁国際業務課に対して回付する。 庁国際業務課は、回付を受けた報告事項に形式上の誤り又は不備があ	課は、庁国際業務課から要請を受けた場合には、局（署）管理者に対して、適切な管理を行うよう指導する。 なお、相手国等からの情報提供の要請に係る事案の管理に当たっては、「税の透明性及び情報交換に関するグローバルフォーラム」の国際基準において、相手国等から情報提供の要請を受けた日から 90 日以内に相手国等に対し要請を受けた情報の提供又は進捗状況の通知をしなくてはならないとされていることを踏まえ、適切な事案の進行管理を行うべきことに留意する。 12（同左） 第 4 章 FATCA に基づく情報提供に係る事務手続 1 ～ 6（同左） 第 5 章 自発的情報交換に係る事務手続 I ～ III（同左） 第 6 章 自動的情報交換に係る事務手続 I 共通報告基準に係る自動的情報交換 1 共通報告基準に係る情報の提供 報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地（当該報告金融機関等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合その他の租税条約等実施特例法施行令第 6 条の 14 第 2 項で定める場合には、同項で定める場所）の所轄税務署長は、租税条約等実施特例法第 10 条の 6 の規定に基づき報告金融機関等から報告事項の提供を受けた場合には、<u>庁管理運営課</u>が定める手続により、それを庁国際業務課に対して回付する。

新旧対照表

改正後	改正前
ると認めるときは、当該報告事項を提出した報告金融機関等に対して速やかに訂正又は補正を求める。 庁国際業務課は、当該報告事項を 9 月末日までに、当該報告事項に係る非居住者の居住地である相手国等の税務当局に対して提供する。 2～4（省略） II 国別報告書に係る自動的情報交換 1 国別報告書の提供 庁国際業務課は、特定多国籍企業グループの最終親会社等又は代理親会社等から提出された国別報告書を当該特定多国籍企業グループの各最終親会計年度終了の日の翌日から 15 か月以内（最初の最終親会計年度に限り 18 か月以内）に、当該特定多国籍企業グループの構成会社等の居住地国等の税務当局に提供する。 （注） 上記の「最終親会計年度」、「構成会社等」又は「居住地国等」は、それぞれ、租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 7 号、第 4 号又は租税特別措置法施行規則第 22 条の 10 の 4 第 1 項第 1 号に定めるものをいう（2 において同じ。）。 2（省略） III <u>GloBE 情報申告書に係る自動的情報交換</u> 1 <u>GloBE 情報申告書の提供</u> <u>庁国際業務課は、グループ国際最低課税額等報告対象法人又はグループ国内最低課税額報告対象法人から提供された特定多国籍企業グループ等に係る GloBE 情報申告書のうち必要な情報を、当該特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度終了の日の翌日から 18 か月以内（最初の対象会計年度に限り 24 か月以内）に、当該特定多国籍企業グループ等の構成会社等及び共同支配会社等の所在地国の税務当局に提供する。</u> <u>（注） 上記の「特定多国籍企業グループ等」、「対象会計年度」、「構成</u>	庁国際業務課は、回付を受けた報告事項に形式上の誤り又は不備があると認めるときは、当該報告事項を提出した報告金融機関等に対して速やかに訂正又は補正を求める。 庁国際業務課は、当該報告事項を 9 月末日までに、当該報告事項に係る非居住者の居住地である相手国等の税務当局に対して提供する。 2～4（同左） II 国別報告書に係る自動的情報交換 1 国別報告書の提供 庁国際業務課は、特定多国籍企業グループの最終親会社等又は代理親会社等から提出された国別報告書を当該特定多国籍企業グループの各最終親会計年度終了の日の翌日から 15 か月以内（最初の最終親会計年度に限り 18 か月以内）に、当該特定多国籍企業グループの構成会社等の居住地国等の税務当局に提供する。 （注） 上記の「最終親会計年度」、「構成会社等」又は「居住地国等」は、それぞれ、租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 7 号若しくは第 4 号又は租税特別措置法施行規則第 22 条の 10 の 4 第 1 項第 1 号に定めるものをいう（2 において同じ。）。 2（同左） <u>（新設）</u>

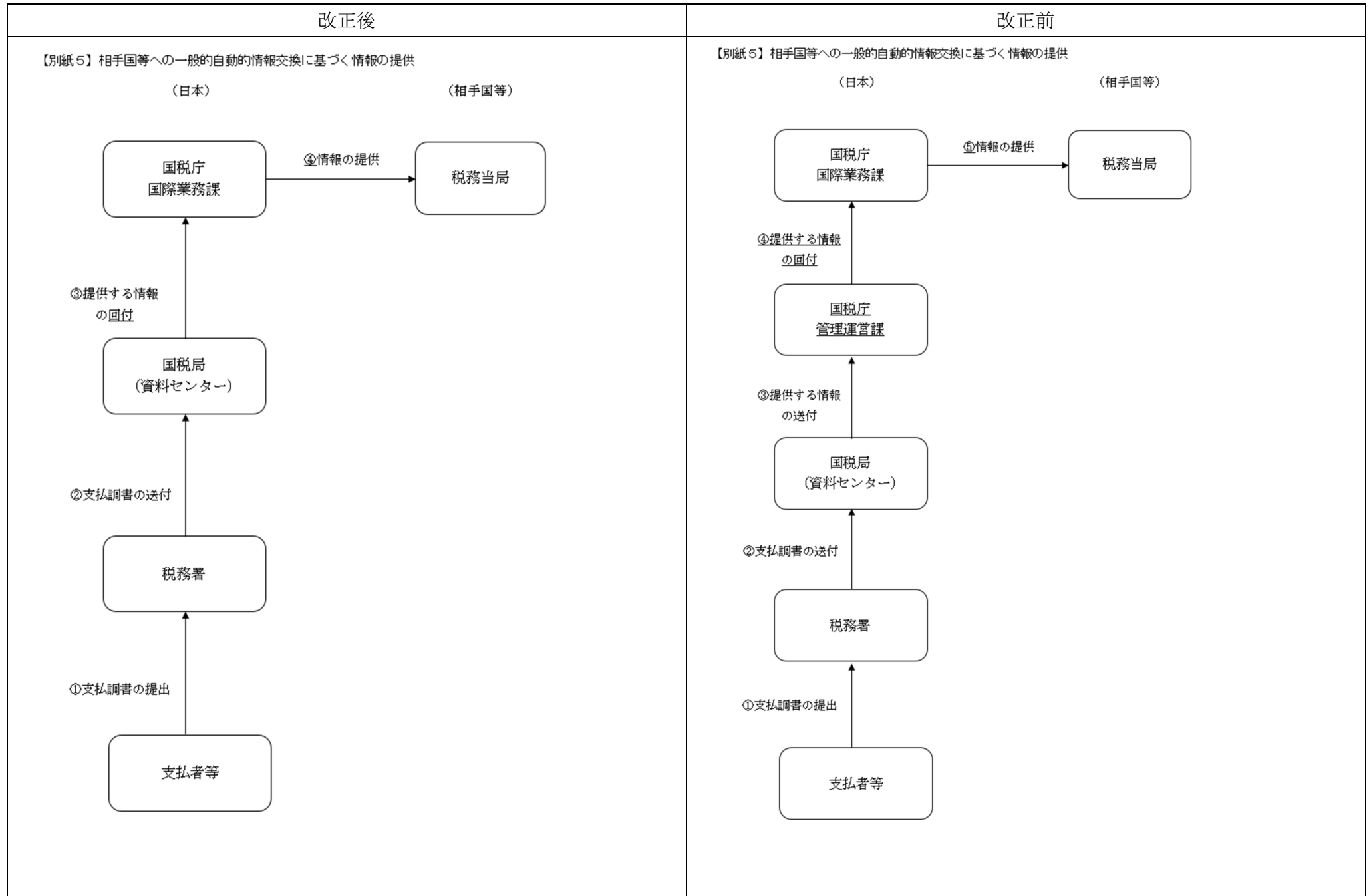
新旧対照表

改正後	改正前
<u>会社等」「共同支配会社等」又は「所在地国」は、それぞれ、法人税法第 82 条第 4 号、第 15 条の 2、第 82 条第 13 号、第 15 号又は第 7 号に定めるものをいう（2 において同じ。）。</u> <u>2 GloBE 情報申告書の受領</u> <u>庁国際業務課は、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等又は指定提供会社等の所在地国の税務当局から、GloBE 情報申告書を受領した場合において、その内容に形式上の誤り又は不備があると認めるときは、その旨を当該所在地国の税務当局に伝達し、速やかに確認することを求める。</u> <u>（注） 上記の「最終親会社等」又は「指定提供会社等」は、法人税法第 150 条の 3 第 3 項に定めるものをいう。</u> Ⅳ その他の自動的情報交換 1 自動的な情報の提供 国税局資料センター（国税局（沖縄国税事務所を除く。）徴収部管理運営課又は沖縄国税事務所徴収課が運営する資料センターをいう。）は、非居住者への金銭の支払、物品の譲渡その他の取引（以下 2 において「金銭の支払等」という。）について、税務署長に提出された支払調書を基に情報を作成し、庁国際業務課に回付する。 庁国際業務課は回付を受けた情報を、自動的情報交換として、当該情報に係る非居住者の居住地である相手国等（当該相手国等との間で締結されている租税条約等において自動的情報交換に関する規定が定められていない場合における当該相手国等を除く。2 において同じ。）に提供する。 2 自動的な情報の受領 庁国際業務課は、相手国等から自動的情報交換として我が国の居住者への金銭の支払等に関する情報を受領した場合には、<u>国税局及び税務署</u>	Ⅲ その他の自動的情報交換 1 自動的な情報の提供 国税局資料センター（国税局（沖縄国税事務所を除く。）徴収部管理運営課又は沖縄国税事務所徴収課が運営する資料センターをいう。）は、非居住者への金銭の支払、物品の譲渡その他の取引（以下 2 において「金銭の支払等」という。）について、税務署長に提出された支払調書を基に情報を作成し、<u>庁管理運営課に対して進達を行う。庁管理運営課は、進達を受けた情報を庁国際業務課に回付する。</u> 庁国際業務課は回付を受けた情報を、自動的情報交換として、当該情報に係る非居住者の居住地である相手国等（当該相手国等との間で締結されている租税条約等において自動的情報交換に関する規定が定められていない場合における当該相手国等を除く。2 において同じ。）に提供する。 2 自動的な情報の受領 庁国際業務課は、相手国等から自動的情報交換として我が国の居住者への金銭の支払等に関する情報を受領した場合には、<u>これを速やかに庁</u>

新旧対照表

改正後	改正前
<u>において活用できる情報として取り込むため、庁企画課内部事務センター化 P T を経由して庁参事官に回付する。庁参事官は、回付された情報を資料調査システムに登録する。</u> 第 7 章 情報の二次利用に関する同意の要請に係る事務手続 I ・ II （省略） 第 8 章 相手国等税務職員等に対する顕彰 1 ・ 2 （省略） 第 9 章 送達共助に係る事務手続 I ・ II （省略） 第10章 徴収の共助に係る庁国際業務課の事務手続 I ・ II （省略） 【別紙 1】～【別紙 4】 （省略）	<u>管理運営課を経由して当該情報に係る納税者の納税地を所轄する国税局及び税務署に回付する。</u> 第 7 章 情報の二次利用に関する同意の要請に係る事務手続 I ・ II （同左） 第 8 章 相手国等税務職員等に対する顕彰 1 ・ 2 （同左） 第 9 章 送達共助に係る事務手続 I ・ II （同左） 第10章 徴収の共助に係る庁国際業務課の事務手続 I ・ II （同左） 【別紙 1】～【別紙 4】 （同左）

新旧対照表



新旧対照表

改正後	改正前
【別紙 6】相手国等からの一般的自動的情報交換に基づく情報の受領 (日本) (相手国等) <pre> graph TD A[①情報の受領] --> B[国税庁 国際業務課] C[税務当局] --> A B -- ②提供を受けた情報の回付 --> D[国税庁 企画課内部事務セン ター化P.T.] D -- ③提供を受けた情報の回付 --> E[国税庁 参事官] E -- ④資料調査シ ステムに登録 --> F[資料調査システム] </pre> 【別紙 7】～【別紙10】 (省略)	【別紙 6】相手国等からの一般的自動的情報交換に基づく情報の受領 (日本) (相手国等) <pre> graph TD A[①情報の受領] --> B[国税庁 国際業務課] C[税務当局] --> A B -- ②提供を受けた情報の回付 --> D[国税庁 管理運営課] D -- ③提供を受けた情報の回付 --> E[国税局 (資料センター)] E -- ④提供を受けた情報の回付 --> F[税務署] </pre> 【別紙 7】～【別紙10】 (同左)